

令和8年9月 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会

特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見聴取について(こども誰でも通園制度)

こども未来局 幼児教育・保育支援課

1 議題の趣旨

○特定乳児等通園支援事業者の利用定員(確認の変更)

乳児等通園支援を行う者の申請により、市が利用定員数を定めて乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認(変更)をするにあたって、子ども・子育て支援法の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を伺うもの

2 児童福祉専門分科会において意見聴取を行う経緯

(1)こども誰でも通園制度の創設

令和8年度4月1日より、子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度(乳児等のための支援給付)として、全国的にこども誰でも通園制度の運用が開始されています。

(2)議題の「確認」の考え方

実施する事業は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設や地域型保育事業と同様に確認を受けることで、給付事業として位置づけられます。

(3)意見聴取を行う理由

子ども・子育て支援法第五十四条の二の規定により、

- 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 確認は内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 市町村長は、利用定員を定めるときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関または、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

これらの経緯から、皆様にご意見いただくものです。

3 参考:根拠法令

(子ども・子育て支援法第五十四条の二)

乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 確認の変更を行う事業者

(1)確認変更の申請: 6施設(私立:6)

No.	区	施設名称	事業類型	公私	変更の内容	備考(変更の詳細)
1	葵	静岡田町幼稚園	一般型	私	定員変更(増)	1・2歳児(4人→8人)
2	葵	若竹こどもの森	一般型	私	定員変更(増)	0歳児(0人→1人)
3	駿河	かわはらいづみ幼稚園	一般型	私	定員変更(増)	1・2歳児(4人→8人) 0歳児(0人→3人)
4	駿河	ひばり幼稚園	一般型	私	定員変更(増・減)	1・2歳児(6人→13人) 0歳児(3人→1人)
5	駿河	東新田ひばりこども園	一般型	私	定員変更(増・減 ^¥)	1・2歳児(6人→13人) 0歳児(3人→1人)
6	清水	若竹幼稚園	一般型	私	定員変更(増)	0歳児(0人→1人)

○新たに認可を受ける施設はなく、確認変更のみとなります。

○意見聴取の対象となる「利用定員の変更」が6施設となります。

各施設は確認の変更の内容について、幼児教育・保育支援課事業者指導係との事前協議を行っており、定員変更に対する職員・施設要件に問題はないことから、本分科会による意見聴取後に確認の決定を行う予定です。